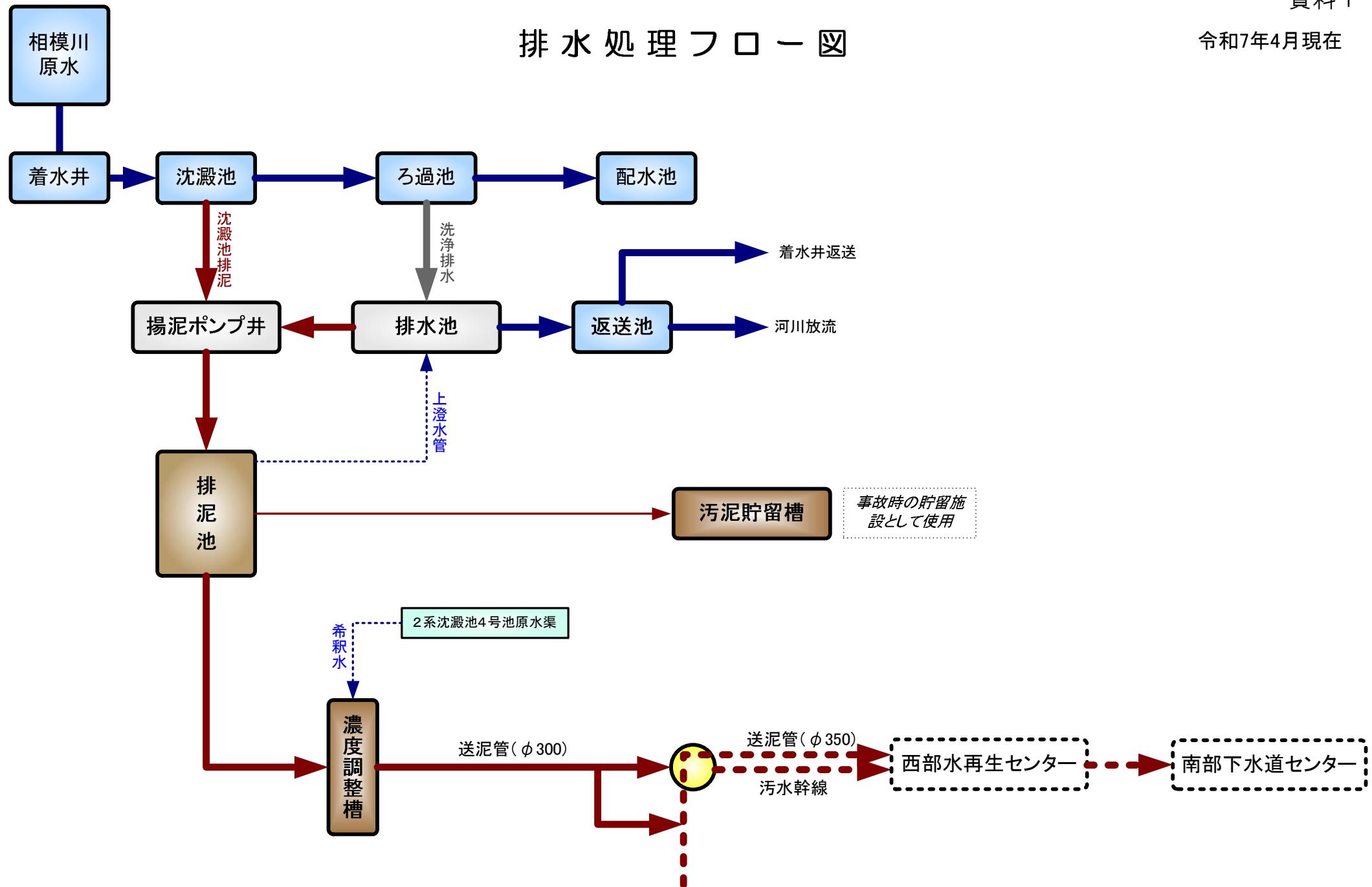
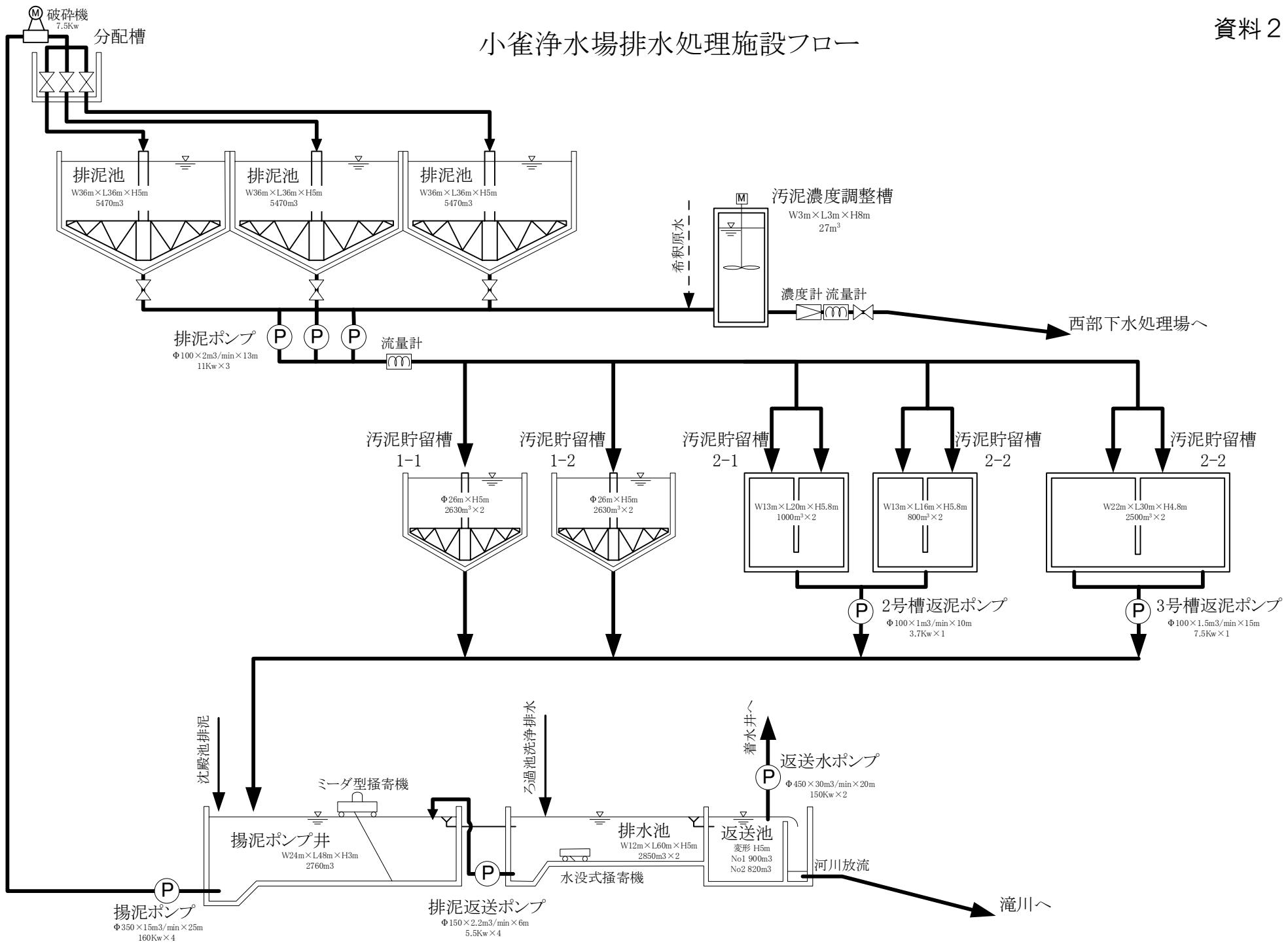
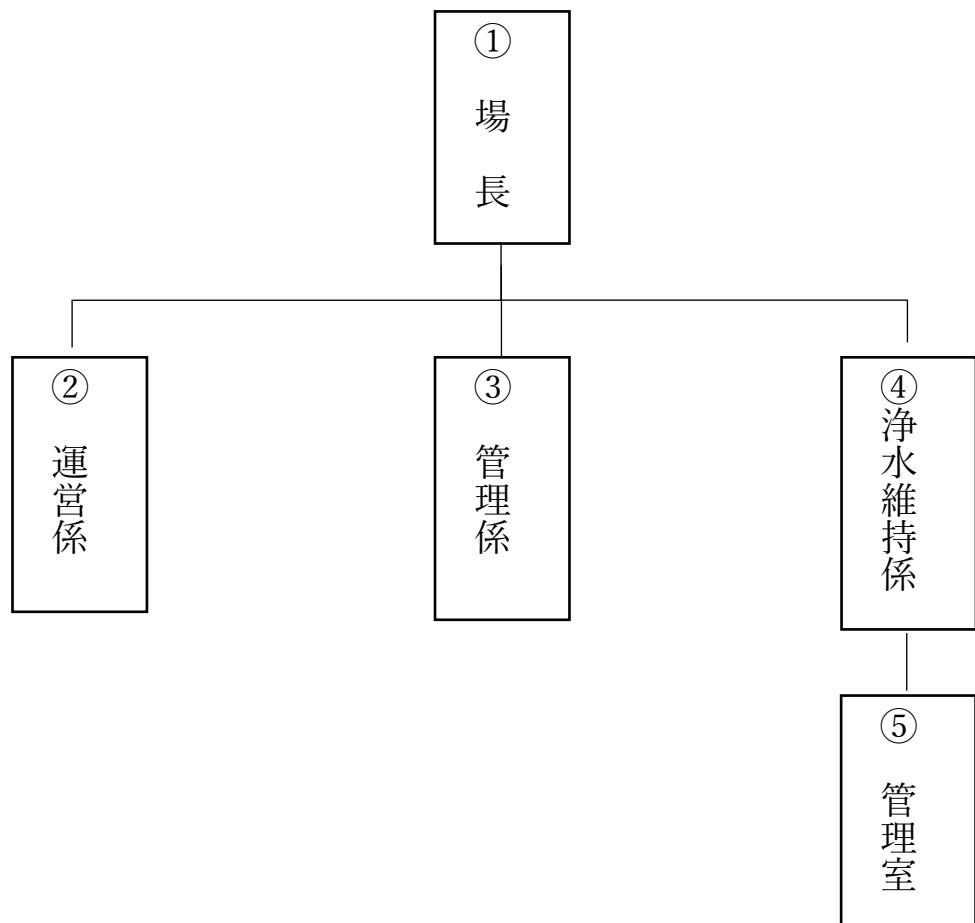


## 排水処理フロー図





## 小雀浄水場管理体制図



	名称	分担等
①	場長	浄水場総括管理、産業廃棄物処理責任者
②	運営係	庶務、予算、決算、産廃処理等
③	管理係	場内、場外施設等管理
④	浄水維持係	浄水・排水処理、浄水汚泥管理、管理室統括、水質検査 特別管理産業廃棄物管理責任者、特定化学物質等作業主任者 場内、場外電気、機械設備保守、危険物取扱等
⑤	管理室	施設運転、水運用、水質監視

## 6年度ルート回収 分別一覧表 (1)

### 1 古紙リサイクル

※施設IDと重量を記載して、排出してください。

分別区分	対象物	注意点	排出方法
古紙リサイクル	新聞		まとめて、ひもで十字に縛って出してください。
	雑誌	・製本されたものが対象です。 ・金具、表紙のビニール等は外してください。	まとめて、ひもで十字に縛って出してください。
	段ボール	・金具、テープ、シールは外してください。 ・外したガムテープは「プラスチック」、紙テープ、シールは「禁忌品(燃やすごみ)」です。	まとめて、ひもで十字に縛って出してください。
	紙パック	・内側がアルミ貼りになっているものは「禁忌品(燃やすごみ)」です。 ・洗って、開いて、乾かしてから出してください。 ・ストロー やストロー袋は外して「プラスチック類」へ。	まとめて、ひもで十字に縛って出してください。 (大きさが不揃いの場合は紙袋又は半透明袋に入れて出すこともできます。)
	白コピー紙	・B5サイズ以上の大きさのそろった紙が対象です。(B5サイズ以下は「その他の紙」へ) ・再生PPC用紙も対象です。 ・クリップ、ガチャックは外してください。 ・ホッチキスは可能な限り外してください。	まとめて、ひもで十字に縛って出してください。
	シュレッダーくず	・職場シュレッダーの使用は必要最小限にとどめ、できるだけ機密文書処理(溶解)を委託するようにしてください。	無色又は白の半透明袋に入れて、出してください。
	その他の紙	・窓空き封筒の窓部分は、取り除いて「燃やすごみ」へ。 ・以下の禁忌品や古紙以外のものを混入させないでください。	可能なものは、ひもで十字に縛って出してください。 縛って出せないものは、無色若しくは白の半透明袋又は紙袋に入れて、出してください。

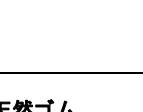
### 【禁忌品】

- ①油や汚物等で汚れた紙
- ②金色、銀色の紙、内側が銀色の紙パック
- ③捺染紙(アイロンプリント用紙)
- ④感熱発泡紙(点字用紙など)
- ⑤カーボン紙・ノーカーボン複写紙
- ⑥感熱紙
- ⑦感光紙(青焼き)
- ⑧写真(印画紙)
- ⑨圧着はがき
- ⑩粘着紙(紙ガムテープ、シールなど)
- ⑪シールなどの「はく離紙」
- ⑫紙コップ、紙皿
- ⑬紙製のヨーグルト、アイス、カップ麺、テイクアウトのコーヒーなどの容器
- ⑭洗剤紙容器、石鹼包装紙、石灰袋(クラフト紙袋)
- ⑮絵の具、墨などで3割以上を塗った紙
- ⑯石灰袋

「これららの「ごみ」は古紙で回収棄にして出せなくません。」

## 6年度ルート回収 分別一覧表 (2)

### 2 産業廃棄物

種類	分別区分	対象物	注意点	排出方法
廃プラスチック類 (50cm未満)	ペットボトル	*指定PETボトル 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定マークのついたPETボトルのみが対象です(飲料、酒、醤油など)。</li> <li>・キャップ、ラベルは必ず外して「プラスチック類」に分別してください。</li> <li>・中を軽く洗ってから出してください。</li> <li>・工作で塗料、接着剤等をつけたものは「プラスチック」に分別してください。</li> </ul>	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと品目、袋の重量を記載して出してください。
	プラスチック類	    	<p>*プラスチック製容器包装 </p> <p>*プラスチック製品(長さ50cm未満のもの) &lt;例&gt; ・ペン、ボールペン、定規等のプラスチック文具 ・マスク(不織布)やウェットティッシュ ・コンビニで買った弁当容器</p> <p>*プラスチックの割合が多い他素材(金属等)との混合物</p> <p>*素材が合皮で底がゴム製の靴(防災靴など)</p> <p>*塩化ビニル製品</p> <p>*合成ゴム製品</p> <p>*化学繊維、合成繊維を50%以上含む布類</p> <p>※Pタイルはルート回収対象外(個別契約)です。 ※電子機器など通常の方法で処理困難なプラスチック混合物はルート回収対象外(個別契約)です。</p>	<p>(洗浄すれば落とせる汚れは、できるだけ落としてください) 例えば、職員の弁当容器は洗浄可能で す。必ず汚れを落として「プラスチック類」 に分別してください。</p> <p>・家庭と違い、職場ではプラスチック製品も 「プラスチック類」に分別します。「燃やすご み」には出せません。</p>
ゴムくず	天然ゴム	*医療用ゴム手袋 *その他の天然ゴム製品		色付(白、黒以外)の半透明袋に入れ、施設IDと品目、袋の重量を記載して出してください。
金属くず (30cm未満)	缶	 <p>*飲料・食料品の缶 ※30cm以上のもの(一斗缶など)は、開いて畳んである場合のみ「小さな金属類」として収集します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中を軽く洗ってから出してください。</li> <li>・アルミ缶・スチール缶ともに対象です。</li> </ul> <p>※汚れの除去が困難なものは「小さな金属」とします。</p>	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと品目、袋の重量を記載して出してください。
	スプレー缶	 <p>*中身を使い切ったスプレー缶 *中身を使い切ったカセットコンロ用ボンベ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身が残っているものは収集できません。</li> <li>・カセットコンロ用以外のガスボンベは収集できません。</li> <li>・プラスチックのキャップは、外して「プラスチック類」へ。</li> </ul>	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと品目、袋の重量を記載して出してください。
ガラスくず (50cm未満)・陶磁	小さな金属類	 <p>上記以外の金属 ※注射針は未使用・使用後に開わらず、出せません(個別契約)。 ※電子機器など通常の方法で処理が困難な金属混合物は対象外(個別契約)とします。</p> <p>*金属の割合の多い他素材(プラスチック等)との混合物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傘の骨のみ、30cm超でも出すことができます(布、ビニールは外してください)。</li> </ul>	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと品目、袋の重量を記載して出してください。
ガラスくず (50cm未満)・陶磁	びん	 <p>*飲料・食料品のびん *飲み薬のびん</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中を軽く洗ってから出してください。</li> <li>・金属製キャップは外して、「小さな金属」に分別してください。</li> </ul> <p>※汚れの除去が困難でリサイクルに適さないものは「その他のガラス・陶磁器」とします。</p>	無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと品目、袋の重量を記載して出してください。
	ガラス・陶磁器類等	 <p>びん以外の「ガラス・陶磁器くず・コンクリートくず」 *ガラス製食器、陶磁器製食器 *鏡、窓ガラス *コンクリート片(工事で出たものは不可) *異物除去が困難でリサイクルに適さないびん (屋外清掃、図画工作等で出たもの) ※石膏ボードはルート回収対象外(個別契約)です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割れた破片は危険防止のため、厚紙などで包み、中身を表示したうえで出してください。</li> <li>・工事によって発生するコンクリートは建設業者の廃棄物ですので、業者に処理させてください。</li> </ul>	<p>色付(白、黒以外)の半透明袋に入れ、施設IDと品目、袋の重量を記載して出してください。</p> <p>袋に入れられない場合は業者と相談し適切な方法で出してください。</p>

## 6年度ルート回収 分別一覧表 (3)

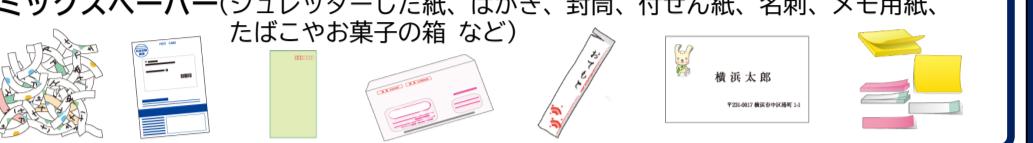
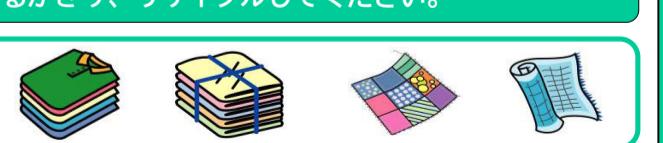
### 3 一般廃棄物(「燃やすごみ」)

	対象物	注意点	排出方法
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>*「禁忌品」の紙</li> <li>*生ごみ</li> <li>*木、木製品、枝、葉、草</li> <li>*天然繊維の布</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「禁忌品」⇒「1 古紙リサイクル」の説明</li> <li>・生ごみは水切りをしてから出してください。</li> <li>・50cm以上のものはルート回収では処理できません。 → 個別契約</li> <li>・素材の50%以上が化学繊維、合成繊維の布類は、「プラスチック」になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無色又は白の半透明袋に入れ、施設IDと品目、袋の重量を記載して出してください。</li> <li>枝など袋に入れられないものは束にしてひもで縛つて出してください。</li> </ul>

### 4 ルート回収に出せないもの

種類	対象物	注意点	排出方法
一時多量ごみ	(施設の移転、行事、事業等で発生したごみ等)	一時的に発生する多量なごみは、対象外です。	対象物の許可を持つ廃棄物処理業者に委託してください。
機密文書	*個人情報の入った書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場シュレッダーの使用は必要最小限にとどめ、できるだけ機密文書処理(溶解)を委託するようにしてください。</li> </ul>	古紙リサイクル業者に溶解処理等を委託してください。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属30cm以上のもの</li> <li>その他50cm以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝、木製品は一般廃棄物ですが、直径20cm・長さ50cm以上のものは焼却工場投入前に破碎が必要ですので、委託時に業者に確認してください。</li> <li>・金属、プラスチック、ガラス等は産業廃棄物です。委託するときは、収集運搬と処分(中間処理)の両方について契約する必要があります。</li> </ul>	対象物の許可を持つ廃棄物処理業者に委託してください。
通常の方法で処理が困難な混合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電子機器(パソコン周辺機器、電卓、電話機など)</li> <li>②表紙と金具が分離できない多穴バインダー等</li> <li>③水銀使用製品(体温計、血圧計、蛍光管など)</li> <li>④中身が残っている容器</li> <li>⑤石膏ボード</li> <li>⑥石綿含有物(Pタイル(製造年に関わらず)等)</li> <li>⑦その他、資源循環局が隨時通知する処理困難物</li> <li>⑧AED(本体、バッテリー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ等のように産業廃棄物処理の契約を行うときに対象物に加え、いっしょに見積もってもらうのが一般的な方法です。</li> <li>・石膏ボードは管理型最終処分場で処理する必要がありますので、委託時に注意してください。</li> <li>・工事によって発生する石綿含有物は工事業者の廃棄物ですので、業者に処理させてください。</li> </ul>	対象物の許可を持つ廃棄物処理業者に委託してください。
家電リサイクル対象品	<ul style="list-style-type: none"> <li>*エアコン</li> <li>*テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)</li> <li>*冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>*洗濯機・衣類乾燥機</li> </ul>	・家電リサイクル法により、購入店を通してリサイクルすることが定められています。	購入店にリサイクルを依頼してください。
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>*パソコン</li> <li>*パソコンのモニター</li> </ul>	・パソコンメーカーは、自社のものに限り、国内のパソコン等について処理する認定をうけています。	メーカー毎にリサイクルを依頼してください。
電池類	<ul style="list-style-type: none"> <li>*乾電池</li> <li>*充電池</li> <li>*ボタン電池</li> </ul>	・充電池はJBRCが、ボタン電池は電池工業会が回収して資源化しています。	対象物の許可を持つ廃棄物処理業者に委託してください。
特別管理産業廃棄物	爆発性、毒性、感染性などを有するもの		対象物を扱える業者を探して、処理を委託してください。
PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>*高圧トランス、高圧コンデンサ</li> <li>*蛍光灯安定器(昭和47以前製造のもの)</li> </ul>	・PCB特措法の届出を資源循環局事業系廃棄物対策課に提出し、国が受け入れるまで保管してください。	資源循環局事業系廃棄物対策課ホームページを確認してください。
他の産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず、廃食用油等以外のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*食用油以外の油</li> <li>*ペンキ</li> <li>*洗剤</li> <li>*薬品類</li> <li>*汚泥</li> <li>など</li> </ul>		対象物を扱える業者を探して、処理を委託してください。

# 事業系のごみと資源物の分け方

種類	事業系のごみと資源物の例	一般廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。
一般廃棄物	<b>資源化可能な古紙</b> <p>段ボール 紙パック 新聞 雑誌 オフィス紙</p>  <p>○古紙類は品目ごとに分別して古紙のリサイクル業者へ委託しリサイクルしてください。 ○資源化可能な古紙は、市の焼却工場へ搬入できません。 ○機密文書も安全にリサイクルできる業者があります。 ○建設工事や紙加工品の製造業等、特定の事業活動に伴い発生した紙くずは、産業廃棄物です。</p>	
	<b>生ごみ</b> (食品残さ) <p>食品の食べ残し、売れ残り、調理残さなど (産業廃棄物に該当するものを除く。) ※排出する前に水分をよく切ってください。</p>  <p>○食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物です。 ○食品関連事業者は食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。 ○生ごみ処理機や、リサイクル施設に搬入して資源化が可能です。 ○リサイクルできない場合は、一般ごみと分ける必要はありません。</p>	
	<b>一般ごみ</b> (燃やすごみ) <p>使用済みのティッシュペーパー、リサイクルできない紙、草、落ち葉など</p>  <p>○できるかぎり、リサイクルするよう分別を徹底してください。 ○どうしてもリサイクルできないものは、一般廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。</p>	
産業廃棄物	<b>廃プラスチック類</b> ペットボトルを含む <p>飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、発泡スチロール等の緩衝材類、PPバンド、弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、化学繊維製の布など</p>  <p>○汚れが付着していても、一般ごみではありません。 産業廃棄物として処理してください。 ○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。
	<b>金属くず</b> 飲料用缶を含む <p>飲食用の缶、商品の入っていた缶、ハサミや刃物類、アルミホイル、ホッチキス針、安全ピン、一斗缶、釘、クリップなど</p>  <p>○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。
	<b>ガラス・陶磁器くず</b> 飲料用びんを含む <p>飲食用のビン、商品の入っていたビン、コップ等ガラス類、蛍光灯や電球、茶碗等の陶器類、植木鉢、調味料などのガラス製容器など</p>  <p>○蛍光灯・電球は、産業廃棄物の金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物に分類されます。 ○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。
	<b>廃油</b> <p>食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイルなど</p>  <p>○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。
	<b>電池</b> <p>アルカリ乾電池、マンガン乾電池、小型充電式電池など (金属くずや汚泥等の混合物に分類)</p>  <p>○できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。
一般廃棄物	<b>木くず</b> <p>木製品、木製パレット、せん定枝など</p>  <p>○建設工事や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生した場合と貨物流通用木製パレット等は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。 ○樹木のせん定枝などは、できるかぎり、リサイクルしてください。</p>	業種や材質等によって、廃棄物の区分が異なります。
	<b>古布</b> <p>不要になった作業服・制服、デコレーションに使用した布など(ただし、合成繊維を除く)</p>  <p>○建設工事や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生した場合は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。なお合成繊維は廃プラスチック類です。</p>	
	<b>その他</b> <p>オフィスの机・椅子、ロッカー・棚等、家電製品、パソコンなど</p>  <p>○材質により、一般廃棄物又は産業廃棄物になります。 ○金属・プラスチック・ガラス等は、産業廃棄物の処理業者、木製品は一般廃棄物の処理業者へ委託し、処理してください。 ○テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは、法律によりリサイクルが定められています。処理は、販売店やメーカーにお問い合わせください。</p>	